令和2年度 監査結果一覧表

- 1.【行政財産】一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘(88件)
- 2.【普通財産】各省各庁所管普通財産等の指摘(9件)

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容		指摘類型							
庁舎等の有効活用	а	庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。							
庁舎等の借受解消	b	余剰が生じている庁舎への移転等のため、借受解消を求めたもの。							
用途廃止・引継	С	庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継を求めたもの。							
サ辛等型の を供	d1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。							
財産管理の不備 	d2	使用承認の手続未済等のため、是正を求めたもの。							

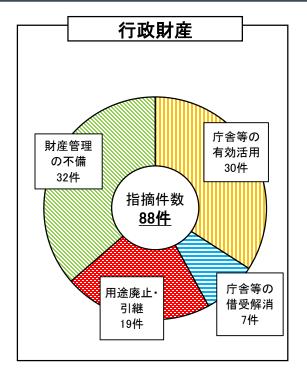
※ 一覧表「指摘区分」欄の凡例

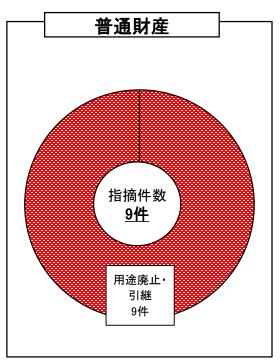
是 正:用途廃止等の措置を求めたもの等

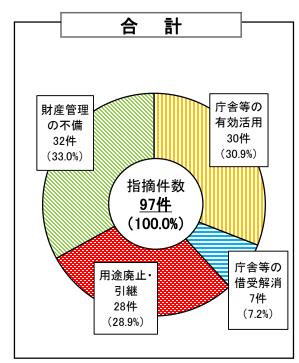
検 討:用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等

留 意 : 是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等

令和2年度監査結果(指摘内容別)







指摘内容	行政則	才産	普通	財産	合 計					
10101770	件数(件)	件数	(件)	件数	(件)	割合(%)			
庁舎等の有効活用	30	(41)	0	(0)	30	(41)	30.9	(34.2)		
庁舎等の借受解消	7	(27)	0	(0)	7	(27)	7.2	(22.5)		
用途廃止•引継	19	(15)	9	(14)	28	(29)	28.9	(24.2)		
財産管理の不備	32	(20)	0	(3)	32	(23)	33.0	(19.2)		
合 計	88	(103)	9	(17)	97	(120)	100.0	(100.0)		

(注)各欄の()書きは、令和元年度監査結果の件数、割合である。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	а	内閣府	大阪府警察本部	一般	-	第一機動隊	大阪府大阪市城東区関目4-11-2	検討	第一機動隊は、独身寮跡地が未利用であることから、具体的な処理方針を策定 し、非効率使用の改善を図る必要がある。
2	а	法務省	札幌法務局	一般	-	札幌法務局北出張所	北海道札幌市北区北31条西7丁目 113-14	検討	札幌法務局北出張所は、余剰(約240㎡)が生じていることから、法務本局及び管内支局から行政文書を移転させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
3	а	法務省	札幌法務局	一般	-	南出張所	北海道札幌市豊平区平岸1条22- 17-115	留意	南出張所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約400㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
4	а	法務省	さいたま地方法務局	一般	-	さいたま地方法務局坂戸出張所	埼玉県坂戸市千代田1-315-3	留意	さいたま地方法務局坂戸出張所は、現時点では周辺に入居できる官署等はないが、余剰(約270㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
5	а	法務省	千葉地方法務局	一般	-	千葉地方法務局匝瑳支局庁舎	千葉県匝瑳市八日市場/1678-3	留意	千葉地方法務局匝瑳支局庁舎は、現時点では周辺に入居できる官署等はないが、 余剰(約240㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要 がある。
6	а	法務省	千葉地方法務局	一般	_	千葉地方法務局館山支局庁舎	千葉県館山市北条2169-1	留意	千葉地方法務局館山支局庁舎は、現時点では周辺に入居できる官署等はないが、 余剰(約560㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要 がある。
7	а	法務省	東京法務局	一般	-	東京法務局城南出張所	東京都大田区鵜の木2-313-1外1筆	是正	東京法務局城南出張所は、長期間にわたり余剰(約570㎡)が生じていることから、具体的な処理方針を策定し、非効率使用の改善を図る必要がある。
8	а	法務省	東京法務局	一般	_	東京法務局西多摩支局	東京都福生市南田園3-61-3	留意	東京法務局西多摩支局は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余 剰(約430㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
9	а	法務省	前橋地方検察庁	一般	_	館林区検察庁	群馬県館林市仲町2669-9	検討	館林区検察庁は、現時点では周辺に入居できる官署等はないが、職員非常駐で直 近の使用実績がなく非効率な使用となっていることから、用途廃止を含めた有効活 用策を検討し、非効率使用の改善を図る必要がある。
10	а	法務省	水戸地方法務局	一般	_	筑波地方合同庁舎	茨城県つくば市吾妻一丁目12番1 外3筆	留意	筑波地方合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰 (約540㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
11	а	法務省	大阪法務局	一般	-	大阪法務局東住吉出張所	大阪府大阪市東住吉区西今川3- 27-3	検討	大阪法務局東住吉出張所は、財務局へ引継予定であるが、大阪法務局が一部を書庫として利用していることから、大阪法務局管内の書庫不足解消の検討を行い、有効活用を図る必要がある。
12	a	法務省	神戸地方法務局	一般	ı	西宮地方合同庁舎	兵庫県西宮市浜町90-5	検討	西宮地方合同庁舎は、入居官署の神戸地方法務局西宮支局で余剰(約210㎡)が生じていることから、入居官署間の使用面積の調整により、非効率使用の改善を図る必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
13	а	法務省	広島地方検察庁	一般	_	庄原区検察庁	広島県庄原市西本町1-29-2外	検討	庄原区検察庁は、非効率な使用となっていることから、用途廃止を含めた有効活 用策を検討し、非効率使用の改善を図る必要がある。
14	а	財務省	仙台国税局	一般	_	長井合同庁舎	山形県長井市四ツ谷1-664-1	検討	長井合同庁舎は、入居官署の長井区検察庁の直近の使用実績がないことから、同 庁の退去及び退去後のスペースに長井森林事務所を移転入居させることにより、有 効活用を図る必要がある。
15	a	財務省	四国財務局	一般	_	四国財務局高松サンポート合同庁舎	香川県高松市サンポート3番33号	検討	四国財務局高松サンポート合同庁舎は、余剰(約1,310㎡)が生じていることから、借受庁舎である四国厚生支局及び環境省四国環境パートナーシップオフィスを移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
16	a	財務省	福岡財務支局	一般	_	福岡合同庁舎	福岡県福岡市博多区博多駅東2- 120	検討	福岡合同庁舎は、余剰(約150㎡)が生じていることから、福岡第二合同庁舎から九州厚生局の書庫等を移転させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
17	a	財務省	長崎税関	一般	_	長崎税関長崎空港出張所	長崎県大村市箕島町593	検討	長崎税関長崎空港出張所は、余剰(約200㎡)が生じていることから、長崎港湾合同庁舎から福岡出入国在留管理局長崎出張所の一部を移転入居させることにより、 非効率使用の改善を図る必要がある。
18	a	財務省	福岡国税局	一般	_	久留米税務署庁舎	福岡県久留米市諏訪野町字上土橋 2401-1	検討	久留米税務署庁舎は、確定申告時期以外の駐車場の使用が非効率となっていることから、近接する官署の使用について調整等を行うことにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
19	a	文部科学省	文部科学本省	一般	_	研究交流センター	茨城県つくば市竹園2丁目20-5	検討	研究交流センターは、共同利用施設のうち国際会議場及び会議室等の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
20	а	厚生労働省	広島労働局	一般	_	庄原地方合同庁舎	広島県庄原市中本町1丁目1179番 29	検討	庄原地方合同庁舎は、余剰(約700㎡)が生じていることから、庄原税務署を移転 入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
21	а	農林水産省	関東森林管理局	一般	_	伊南森林事務所	福島県南会津郡南会津町古町字東 居平9番外1	検討	伊南森林事務所は、余剰(約40㎡)が生じていることから、松原上車庫に保管している除雪機械を受け入れ、有効活用を図る必要がある。
22	а	農林水産省	関東森林管理局	一般	_	松原上車庫	福島県南会津郡南会津町大新田字松原上902番2	検討	松原上車庫は、余剰が生じている伊南森林事務所へ除雪機械を移転させた上で、 南会津支署の官用車等を受け入れ、有効活用を図る必要がある。
23	а	農林水産省	関東農政局	一般	_	関東農政局静岡市庁舎	静岡県静岡市葵区東草深町7-3 外 1筆	検討	関東農政局静岡市庁舎は、余剰(約560㎡)が生じていることから、静岡森林管理 署及び静岡森林事務所を移転入居させることにより、非効率使用の改善を図る必要 がある。
24	а	国土交通省	北陸地方整備局	一般	_	新潟港作業基地	新潟県新潟市東区浜町17-1外2筆	検討	新潟港作業基地は、長期間にわたり未使用であることから、具体的な処理方針を 策定し、非効率使用の改善を図る必要がある。
25	a	国土交通省	近畿地方整備局	一般	_	福井河川国道事務所	福井県福井市花堂南2-14-7	是正	福井河川国道事務所は、平成24年度国有財産監査において改善措置を求めた庁舎敷地の非効率の解消(災害対策車両車庫の設置)について、未だ完了していないことから、早期の改善に向けた取組を行う必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
26	а	国土交通省	近畿地方整備局	一般	ı	九頭竜川ダム統合管理事務所	福井県大野市中野29字花田28-2	留意	九頭竜川ダム統合管理事務所は、余剰(約160㎡)が生じていることから、具体的な処理方針を策定し、非効率使用の改善を図る必要がある。
27	а	国土交通省	中国地方整備局	一般	-	旭川出張所	岡山県岡山市中区藤原西町2丁目 241-1	検討	旭川出張所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約200㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
28	а	国土交通省	九州地方整備局	一般	ı	佐賀国道事務所(道路)	佐賀県佐賀市新中町153-1	留意	佐賀国道事務所(道路)は、現時点では周辺に入居できる官署等はないが、余剰(約220㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
29	а	国土交通省	福岡管区気象台	自動車安全	空港整備	福岡航空地方気象台長崎航空気象観測所	長崎県大村市箕島町593	留意	福岡航空地方気象台長崎航空気象観測所は、現時点では周辺に入居できる官署等はないが、余剰(約140㎡)が生じていることから、有効活用を図る必要がある。
30	а	国土交通省	第十一管区海上保安 本部	一般	I	那覇港湾合同庁舎	沖縄県那覇市港町2-11-1	検討	那覇港湾合同庁舎は、官署の退去により創出される空きスペース (約1,650㎡) に、沖縄地区税関船員詰所及び借受庁舎である那覇海上保安部を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
31	b	厚生労働省	北海道労働局	労働保険	雇用	札幌東公共職業安定所	北海道札幌市豊平区月寒東1条3丁 目562番22	是正	札幌東公共職業安定所は、借受駐車場が非効率な使用となっていることから、必要台数を精査し、一部借受解消を図る必要がある。
32	b	厚生労働省	広島労働局	労働保険	雇用	三次公共職業安定所安芸高田出張所	広島県安芸高田市吉田町吉田字貴 船1814-5	検討	三次公共職業安定所安芸高田出張所は、借受駐車場が非効率な使用となっている ことから、必要台数を精査し、一部借受解消を図る必要がある。
33	b	厚生労働省	四国厚生支局	一般	-	四国厚生支局	香川県高松市サンポート2番1号高 松サンポートシンボルタワー9・ 10・23階	検討	借受庁舎である四国厚生支局は、余剰が生じている四国財務局高松サンポート合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
34	b	国土交通省	中部地方整備局	一般	ı	鈴鹿国道出張所	三重県鈴鹿市江島本町39-8	検討	借受庁舎である鈴鹿国道出張所は、庁舎及び駐車場の一部が非効率な使用となっていることから、必要面積及び台数を精査し、一部借受解消を図る必要がある。
35	b	国土交通省	第十一管区海上保安 本部	一般	-	那覇海上保安部	沖縄県那覇市港町4丁目6番5	検討	借受庁舎である那覇海上保安部は、那覇港湾合同庁舎に入居する沖縄地区税関監 視部門の退去後のスペースへ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
36	b	環境省	環境省中国四国地方 環境事務所	一般	ı	環境省四国環境パートナーシップオフィス	香川県高松市寿町2丁目1-1高松第 一生命ビルディング新館3階	検討	借受庁舎である環境省四国環境パートナーシップオフィスは、余剰が生じている 四国財務局高松サンポート合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
37	b	防衛省	東海防衛支局	一般	ı	航空自衛隊入間基地笠取山分 屯基地隊外連絡所	三重県津市戸木町字東出7126番 1、7127番1	検討	航空自衛隊入間基地笠取山分屯基地隊外連絡所は、借受敷地の一部が非効率な使用となっていることから、必要面積を精査し、一部借受解消を図る必要がある。
38	С	最高裁判所	千葉地方裁判所	一般	ı	千葉地方裁判所館山支部庁舎	千葉県館山市北条字仲町1073-1 外	留意	千葉地方裁判所館山支部庁舎は、敷地の一部が市道として使用されているため、 国有財産の適正な管理の観点から、用途廃止する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
39	С	財務省	広島国税局	一般	П	吉田税務署	広島県安芸高田市吉田町吉田字川 向3604番 1	是正	吉田税務署は、敷地の一部が非効率な使用となっていることから、用途廃止する 必要がある。
40	С	財務省	広島国税局	一般	_	庄原税務署	広島県庄原市三日市町字下の原 667-5	検討	庄原税務署は、余剰が生じている庄原地方合同庁舎へ移転入居し、用途廃止する 必要がある。
41	С	財務省	沖縄地区税関	一般	_	沖縄地区税関船員詰所	沖縄県那覇市通堂町13-3	検討	沖縄地区税関船員詰所は、那覇港湾合同庁舎に入居する沖縄地区税関監視部門の 退去後のスペースへ移転入居し、用途廃止する必要がある。
42	С	農林水産省	北海道森林管理局	一般	_	署庁舎(日高南部森林管理署)	北海道日高郡新ひだか町静内緑町 5丁目11番	検討	署庁舎(日高南部森林管理署)は、敷地の一部が非効率な使用となっていることから、用途廃止する必要がある。
43	C	農林水産省	東北森林管理局	一般		岩木森林事務所(津軽森林管理署)	青森県弘前市大字百沢字寺沢150- 2	留意	岩木森林事務所(津軽森林管理署)は、建物の老朽化に伴い相馬森林事務所と合同事務所として建替を計画していることから、合同事務所へ移転後、用途廃止を行う必要がある。
44	С	農林水産省	東北森林管理局	一般	-	喜良市森林事務所(金木支 署)	青森県五所川原市金木町喜良市弓 矢形23-7	検討	喜良市森林事務所(金木支署)は、建物の老朽化が認められることから、近隣に 所在し余剰が生じている金木支署へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
45	С	農林水産省	東北森林管理局	一般	_	飯詰森林事務所(金木支署)	青森県五所川原市大字飯詰字影日 沢220-5	是正	飯詰森林事務所(金木支署)は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、用途廃止する必要がある。
46	C	農林水産省	東北森林管理局	一般	ı	長井森林事務所(置賜森林管 理署)	山形県長井市屋城町102-7	検討	長井森林事務所(置賜森林管理署)は、建物の老朽化が認められることから、近 隣に所在する長井合同庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
47	С	農林水産省	関東森林管理局	一般	-	会津森林管理署倉庫	福島県南会津郡下郷町大字弥五島字中原759番6外1筆	留意	会津森林管理署倉庫は、一部を除き未利用となっていることから、本地で計画されている合同事務所の建替後、余剰地を用途廃止する必要がある。
48	С	農林水産省	関東森林管理局	一般	1	田島森林事務所	福島県南会津郡南会津町田島字中町甲3955番2	留意	田島森林事務所は、建物の老朽化に伴い湯野上森林事務所と合同事務所として会 津森林管理署倉庫敷地に建替を計画していることから、合同事務所へ移転後、用途 廃止を行う必要がある。
49	С	農林水産省	関東森林管理局	一般	I	会津森林管理署南会津支署庁 舎	福島県南会津郡南会津町山口字村 上867番	留意	会津森林管理署南会津支署庁舎は、建物の老朽化に伴い現在地建替の計画がある ことから、現在地建替後は余剰地を用途廃止する必要がある。
50	С	農林水産省	関東森林管理局	一般	I	昭和森林事務所	福島県大沼郡昭和村大字小中津川字石仏1800番2	留意	昭和森林事務所は、建物の老朽化に伴い現在地建替の計画があることから、現在 地建替後は余剰地を用途廃止する必要がある。
51	С	農林水産省	関東森林管理局	一般	-	中越森林管理署庁舎	新潟県南魚沼市美佐島字京田61番 8外	是正	中越森林管理署庁舎は、現在地建替に伴う余剰地の引継ぎに向けた所要の作業が 進捗していないことから、速やかに所要の手続を進め、用途廃止の上、財務局へ引 き継ぐ必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
52	С	農林水産省	関東森林管理局	一般	-	静岡森林管理署庁舎	静岡県静岡市葵区駿府町247番3	検討	静岡森林管理署庁舎は、余剰が生じている関東農政局静岡市庁舎へ移転入居し、 用途廃止する必要がある。
53	С	農林水産省	関東森林管理局	一般	-	静岡森林事務所	静岡県静岡市葵区安東一丁目387 番 1 外2筆	検討	静岡森林事務所は、余剰が生じている関東農政局静岡市庁舎へ移転入居し、用途 廃止する必要がある。
54	C	農林水産省	近畿中国森林管理局	一般	ı	鳥取森林管理署丹比事務所	鳥取県八頭郡八頭町北山字榎ヶ坪 96番11	是正	鳥取森林管理署丹比事務所は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、用途廃止する必要がある。
55	C	国土交通省	北陸地方整備局	一般	ı	六日町国道出張所	新潟県南魚沼市六日町字道東1122 番1外	検討	六日町国道出張所は、令和2年度組織改編に伴い廃止されたにもかかわらず、現在 も使用されていることから、用途廃止を含めた検討を行う必要がある。
56	O	国土交通省	九州地方整備局	一般	ı	名瀬港	鹿児島県奄美市名瀬金久町地先、 奄美市名瀬入舟町地先	検討	公共用財産である名瀬港のうち本財産は、一部で管理委託契約に基づく利用計画 と現況が相違していることから、用途廃止を含めた検討を行う必要がある。
57	d1	法務省	神戸地方法務局	一般	I	洲本支局	兵庫県洲本市山手1-808-7	留意	洲本支局は、建物の国有財産台帳の登載に誤りがあることから、国有財産台帳に 反映する必要がある。
58	d1	法務省	松山地方検察庁	一般	I	宇和島支部・宇和島区検察庁	愛媛県宇和島市錦町12-41	留意	宇和島支部・宇和島区検察庁は、建物の国有財産台帳の登載に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
59	d1	財務省	熊本国税局	一般	ı	加治木税務署	鹿児島県姶良市加治木町諏訪町13	是正	加治木税務署は、国有財産台帳の土地数量の根拠となる図面が付属されていない ことから、適正な付属図面を調製の上、国有財産台帳に反映する必要がある。
60	d1	厚生労働省	新潟労働局	労働保険	雇用	南魚沼公共職業安定所小出出張所	新潟県魚沼市佐梨字沢田682-2	留意	南魚沼公共職業安定所小出出張所は、庁舎敷地の国有財産台帳の登載数量に誤り があることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
61	d1	厚生労働省	新潟労働局	労働保険	雇用	南魚沼公共職業安定所	新潟県南魚沼市八幡字谷内20-1	留意	南魚沼公共職業安定所は、庁舎敷地の国有財産台帳の登載数量に誤りがあること から、国有財産台帳に反映する必要がある。
62	d1	農林水産省	北海道森林管理局	一般	_	御園西・御園東・奥静内森林 事務所(日高南部森林管理 署)	北海道日高郡新ひだか町静内御園 263-2	是正	御園西・御園東・奥静内森林事務所(日高南部森林管理署)は、敷地の一部について、表題登記及び所有権保存登記がされていないことから、嘱託登記を行う必要がある。
63	d1	農林水産省	東北森林管理局	一般	l	市浦森林事務所(金木支署)	青森県五所川原市相内吉野15-331	是正	市浦森林事務所(金木支署)は、建物等の国有財産台帳の登載に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
64	d1	農林水産省	四国森林管理局	一般	_	宇和島森林事務所	愛媛県宇和島市大浦甲208-9	留意	宇和島森林事務所は、国有財産台帳に未登載の建物があることから、国有財産台帳に反映する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
65	d1	農林水産省	四国森林管理局	一般	_	津島森林事務所	愛媛県宇和島市津島町岩淵甲1477 番1	留意	津島森林事務所は、国有財産台帳に未登載の建物があることから、国有財産台帳 に反映する必要がある。
66	d1	農林水産省	九州森林管理局	一般	_	天草森林事務所	熊本県天草市瀬戸町50番6	留意	天草森林事務所は、庁舎敷地の国有財産台帳の登載数量等に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
67	d1	国土交通省	北陸地方整備局	一般	_	破間川出張所	新潟県魚沼市井口新田字下原242 番5外	留意	破間川出張所は、庁舎敷地の国有財産台帳の登載数量に誤りがあることから、国 有財産台帳に反映する必要がある。
68	d1	国土交通省	東京航空局	自動車安全	空港整備	新潟空港	新潟県新潟市東区松浜町	是正	新潟空港は、撤去済みの建物を国有財産台帳に反映していなかったことから、国 有財産台帳に反映する必要がある。
69	d1	国土交通省	東京航空局	自動車安全	空港整備	東京国際空港	東京都大田区羽田空港内	是正	東京国際空港は、撤去済みの建物を国有財産台帳に反映していなかったことから、国有財産台帳に反映する必要がある。
70	d1	国土交通省	近畿地方整備局	一般	_	福井国道維持出張所	福井県福井市成和1丁目3116番他1 筆	留意	福井国道維持出張所は、庁舎等使用現況及び見込報告書の土地数量に誤りがあることから、適正な数量に訂正する必要がある。
71	d1	国土交通省	近畿地方整備局	一般	_	九頭竜ダム管理支所	福井県大野市長野33字長平4番1	是正	九頭竜ダム管理支所は、行政財産の種類を公用財産としているが、主としてダムの操作等を行う河川管理施設の用に供されていることから、公共用財産へ種別替する必要がある。
72	d1	国土交通省	近畿地方整備局	一般	_	真名川ダム管理支所	福井県大野市下若生子25字水谷1- 36	是正	真名川ダム管理支所は、行政財産の種類を公用財産としているが、主としてダムの操作等を行う河川管理施設の用に供されていることから、公共用財産へ種別替する必要がある。
73	d1	国土交通省	中部地方整備局	一般	_	鈴鹿出張所	三重県四日市市河原田町伊婦見 1962	是正	鈴鹿出張所は、国有財産台帳に未登載の建物等があることから、国有財産台帳に 反映する必要がある。
74	d1	国土交通省	第六管区海上保安本 部	一般	_	広島航路標識事務所	広島県安芸郡坂町鯛尾1-5708-3	是正	広島航路標識事務所は、土地の国有財産台帳の登載数量等に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
75	d1	国土交通省	第六管区海上保安本 部	一般	_	広島浮標基地	広島県安芸郡坂町鯛尾1-5708-3	留意	広島浮標基地は、国有財産台帳に未登載の建物があることから、国有財産台帳に 反映する必要がある。
76	d1	国土交通省	第六管区海上保安本 部	一般		広島海上保安部油移送装置収 納庫	広島県安芸郡坂町鯛尾字重5524- 1	是正	広島海上保安部油移送装置収納庫は、建物の国有財産台帳の登載に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
77	d1	国土交通省	大阪航空局	自動車安全	空港整備	大分空港事務所武蔵公務員宿 舍	大分県国東市大字糸原	留意	大分空港事務所武蔵公務員宿舎は、測量による土地面積の増加分が国有財産台帳 に反映していなかったことから、国有財産台帳に反映する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
78	d2	最高裁判所	金沢地方裁判所	一般	_	金沢地方裁判所輪島支部庁舎	石川県輪島市河井町15部49番2	是正	金沢地方裁判所輪島支部庁舎は、敷地の一部について特段の手続を執ることなく、不特定多数の者の通行を容認していることから、所要の措置を講ずる必要がある。
79	d2	最高裁判所	千葉地方裁判所	一般	_	千葉地方裁判所八日市場支部 庁舎	千葉県匝瑳市八日市場4字仲町 2760-2 外	是正	千葉地方裁判所八日市場支部庁舎は、庁舎敷地の一部が隣接土地所有者により不 法占有されていることから、所要の措置を講ずる必要がある。
80	d2	法務省	湖南学院	一般	_	湖南学院	石川県金沢市上中町口11-1	是正	湖南学院は、敷地の一部について使用許可の手続を行わないまま、国以外の者に使用させていることから、速やかに使用許可手続未済の状況を解消する必要がある。
81	d2	法務省	神戸地方法務局	一般	_	尼崎地方合同庁舎	兵庫県尼崎市東難波町4-427	是正	尼崎地方合同庁舎は、庁舎の一部について使用承認の手続を行わないまま、他官署に使用させていることから、速やかに使用承認手続未済の状況を解消する必要がある。
82	d2	厚生労働省	山形労働局	労働保険	雇用	長井公共職業安定所	山形県長井市幸町1560-22	留意	長井公共職業安定所は、敷地の一部について使用許可の手続を行わないまま、国 以外の者に使用させていることから、速やかに使用許可手続未済の状況を解消する 必要がある。
83	d2	厚生労働省	新潟労働局	一般 労働保険	_ 労災	小出労働基準監督署	新潟県魚沼市大塚新田字大塚87-3	是正	小出労働基準監督署は、一般会計である土地に、労働保険特別会計である建物の 一部を設置していることから、有償整理する必要がある。
84	d2	農林水産省	関東森林管理局	一般	_	遠野森林事務所	福島県いわき市遠野町上遠野字沖ノ町113番3	是正	遠野森林事務所は、敷地の一部について使用許可の手続を行わないまま、国以外の者に使用させていることから、速やかに使用許可手続未済の状況を解消する必要がある。
85	d2	農林水産省	関東森林管理局	一般	_	湯野上森林事務所	福島県南会津郡下郷町湯野上字居平乙747番2	是正	湯野上森林事務所は、敷地の一部について使用許可の手続を行わないまま、国以 外の者に使用させていることから、速やかに使用許可手続未済の状況を解消する必 要がある。
86	d2	国土交通省	第二管区海上保安本 部	一般	_	塩釜港湾合同庁舎	宮城県塩竃市貞山通3-4-1	是正	塩釜港湾合同庁舎は、庁舎の一部について使用承認の手続を行わないまま、他官署に使用させていることから、速やかに使用承認手続未済の状況を解消する必要がある。
87	d2	国土交通省	近畿地方整備局	一般	_	和歌山建設監督官詰所	和歌山県和歌山市西汀丁18番地	是正	和歌山建設監督官詰所は、庁舎等の取得等予定に関する調書の提出がなかったことから、再発防止等の取組を行う必要がある。
88	d2	国土交通省	九州地方整備局	一般	_	大分港	大分県大分市大字勢家字春日浦	是正	物揚場敷の一部が漁業従事者の漁具置場等として不法占有の状況にあり、機能発揮に支障があるため、当該漁具等の撤去に向け適切な措置を講ずる必要がある。

2. 各省各庁所管普通財産等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	С	厚生労働省	高知労働局	労働保険	雇用	旧独立行政法人雇用・能力開 発機構高知能開センター職員 宿舎(10号)	高知県高知市朝倉字駒シ越シ己 792番6	留意	旧独立行政法人雇用・能力開発機構高知能開センター職員宿舎(10号)は、過去の入札結果はいずれも不調であり、長期間売却できない状況となっていることから、財務局への処分等事務の委任を活用する等、本財産の売却に向けた取組を行う必要がある。
2	С	厚生労働省	高知労働局	労働保険	雇用	高知短大職員宿舎伊尾木1~2 号	高知県安芸市伊尾木字伊尾木濱 603番26外1筆	留意	高知短大職員宿舎伊尾木 1 ~ 2 号は、過去の入札結果はいずれも不調であり、長期間売却できない状況となっていることから、財務局への処分等事務の委任を活用する等、本財産の売却に向けた取組を行う必要がある。
3	С	農林水産省	近畿中国森林管理局	一般	ı	姫路市高岡新町	兵庫県姫路市高岡新町586-101外2	是正	姫路市高岡新町は、引継ぎに向けた所要の作業が行われてこなかったことから、 速やかに財務局へ引き継ぐ必要がある。
4	С	農林水産省	九州森林管理局	一般	-	曽於市(宅地)	鹿児島県曽於市財部町下財部字小 牧6687番3	是正	曽於市(宅地)は、国有林野事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続を進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
5	С	国土交通省	函館開発建設部	一般	I	函館市尾札部町敷地	北海道函館市尾札部町50番12ほか	是正	函館市尾札部町敷地は、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続を進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
6	С	国土交通省	東北地方整備局	一般	ı	旧小杉山第二宿舎	岩手県盛岡市小杉山48-1外	是正	旧小杉山第二宿舎は、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された 以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続 を進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
7	С	国土交通省	東北地方整備局	一般	-	旧小杉山第二宿舎	岩手県盛岡市小杉山48-1外	是正	旧小杉山第二宿舎は、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された 以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続 を進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
8	С	国土交通省	東北地方整備局	一般	Ι	旧東上台宿舎	岩手県盛岡市上田三丁目303-3外	是正	旧東上台宿舎は、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い一般会計化された以降、引継ぎに向けた所要の作業が進捗していないことから、速やかに所要の手続を進め、財務局へ引き継ぐ必要がある。
9	С	国土交通省	近畿地方整備局	一般	-	和歌山県(和歌山港湾工事事 務所磯ノ浦宿舎)	和歌山県和歌山市磯ノ浦字西畑毛 380-4	是正	和歌山県(和歌山港湾工事事務所磯ノ浦宿舎)は、引継ぎに向けた所要の作業が行われてこなかったことから、速やかに財務局へ引き継ぐ必要がある。